

有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会 会則

(名称)

第1条 本会は、有志の知事によるデータを活用した「交通空白」解消を目指す研究会（以下「研究会」と称する。

(目的)

第2条 本研究会は、地域交通の司令塔である地方公共団体や関係者が、より簡易にデータを収集し、かつ、データ保有者が安心して提供できる環境の整備を目指すとともに、各地域が抱える課題を解決するため、国とも連携しながら、交通空白の解消に向けて、地域の特性に応じた公共交通の新しい取組を進めることを目的とする。

(事業)

第3条 本研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題の共有
- (2) データ活用に係る検討プロセスの整理及びベストプラクティスの調査・共有
- (3) データやA I 技術等の活用の検討
- (4) 交通空白解消に向けた施策に関する国への提案・提言
- (5) 交通事業者や行政関係者への理解促進、住民の機運醸成のための情報発信
- (6) その他、研究会の目的達成のために必要な事項に関すること

(構成)

第4条 本研究会は、第2条に賛同する別表の組織・構成員により構成する。

(会長・副会長・座長)

- 第5条 本研究会に、会長、副会長及び座長を置く。
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により選出する。
 - 3 会長は、本会の目的を達成するための事業を統轄する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
 - 5 座長は、会長が指名し、会議の承認を得て選任する。
 - 6 座長は、会議の進行を担う。
 - 7 会長、副会長及び座長の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

- 第6条 本会の運営に当たって必要な事項については会議により決議する。
- 2 会議は、会長が招集する。
 - 3 会議は、構成自治体の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決する。
 - 4 緊急を要する事項及び軽易な事項については、文書によって承認することができる。
 - 5 必要に応じ、構成員以外の者を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 第3条に掲げる事項について、調査、検討を行うため、幹事会を置く。

(庶務)

第8条 本会の庶務は、会長が所属する自治体等が処理する。

(入退会)

- 第9条 本会の趣旨に賛同し、本会に入会しようとする自治体は、自らの意思により申し出を行い、入会について構成自治体の合意を得た場合に入会できる。
- 2 本会を退会しようとする自治体は、自らの意思により会議に申し出ることで退会する。

(諸規定)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和8年1月28日から施行する。

○構成員

富山県知事 石川県知事 山梨県知事 長野県知事 岐阜県知事 静岡県知事 愛知県知事 三重県知事 滋賀県知事 岡山県知事 一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会代表理事
--

○オブザーバー

国土交通省 国土交通省地方運輸（支）局

○事務局

静岡県交通基盤部都市局地域交通課
